

# 法 科 大 学 院 （総合法制専攻） 自 己 評 価 報 告 書

I	法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴	2
II	分析項目ごとの水準の判断	
	分析項目 I 教育の実施体制	3
	分析項目 II 教育内容	8
	分析項目 III 教育方法	15
	分析項目 IV 学業の成果	20
	分析項目 V 進路・就職の状況	25
III	改善への取組状況	27

## I 法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴

### 1. [教育目的]

本学の中期目標が「高度専門職業人の養成」を掲げたことに対応して、本法科大学院は法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することを基本的な教育目的として掲げる。一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っており、「優れた法曹」の内容も多様でありうるが、本法科大学院の考える「優れた法曹」とは、それらすべての職種について共通して求められる、以下の①から⑥の能力・資質を備えたものを指している。すなわち、①現行法体系全体の構造を正確に理解する、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見する、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する、④緻密で的確な論理展開をする、⑤他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもつ、⑥知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している、といった能力と資質を備えているものである。本法科大学院は、このような人材の養成を目指している。

この基本的な目的を実現するために、本法科大学院は、以下の具体的な目的を立てている。

- (1) 教育実施体制面では、法学理論と法実務との架橋を実現するために、経験豊富な実務家教員を配置する。また同時に、本学の中期目標が、教育実施体制面での目標に「男女共同参画社会形成への貢献」を掲げたことに対応して、男女共同参画社会の実現に向けて、女性教員比率の向上にも努める。
- (2) 教育内容・方法面では、2ないし3年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育内容と教育方法を整えるために、全ての法律基本科目と多くの実務基礎科目を必修として「優れた法曹」の養成に適切なカリキュラムを編成し、また、本学の中期目標が「少人数教育」を教育の基本方針として掲げたことに対応して、積極的に少人数・対話型双方向授業を取り入れる。
- (3) 成果面では、就学者に対して厳格な成績評価に基づく進級制を採用することにより、十分な資質を備えた法曹のみを輩出し、法曹三者を中心とした関係者の期待に応える。進級制の運用に際しては、本学の中期目標が特に強調している「厳格で公正な成績評価」を保障する体制を整備する。

### 2. [特徴]

本法科大学院は、法学研究科内の一専攻（総合法制専攻）であると同時に、実務法曹や企業法務で活躍する高度専門職業人としての法律実務家の養成を目的として、平成16年度に開設された専門職大学院である。

本法科大学院の教育の特徴として、次の諸点を挙げよう。

- ①理論的基礎の確実な修得――本法科大学院は、「優れた法曹」を養成するため、その教育において、理論的基礎を確実に修得させることを重視する。
- ②紛争解決の実態に即応した総合的・横断的な科目編成――第1年次では、憲法・行政法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法という科目ごとに基本的な体系的な理解を得させるとともに、第2年次では、分野横断的な内容を取り扱う「実務民事法」、「実務刑事法」及び「実務公法」の3科目を配置し、理解の深化と能力の涵養を図っている。
- ③法学教育における実務と理論の架橋――本法科大学院は、実務経験が豊富であるばかりでなく、理論面にも秀でた、多くの法曹を実務家教員として擁している。
- ④実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実――本法科大学院において開講される科目は、教員団を構成する研究者教員・実務家教員の多様性を反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関するものも充実している。

## II 分析項目ごとの水準の判断

### 分析項目 I 教育の実施体制

#### (1) 観点ごとの分析

##### 観点 1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院（総合法制専攻）は、大学院法学研究科の中の一専攻であるが、他専攻からは区別された独自の学生定員を設けている。また、教員組織は、法科大学院専任教員、法学研究科の他の2専攻に属する兼任教員及び他大学等に所属する兼任教員から成るが、法科大学院専任教員は全員、大学院法学研究科の専任教員としての地位を有する。

#### 1. 学生定員と現員

学生定員と現員は平成 22 年 5 月 1 日現在で次の表のとおりである（【資料 1-1-1】）。L1 年次生（法学未修者）が定員を下回るのは、入学者選抜において 80 名の定員のうち、L1 年次生 25 名と L2 年次生 55 名を目途に入学させることとしているためであり、また L2・L3 年次生が定員を上回っているのは平成 21 年度までの入学定員が 100 名であったことに加えて、原級留置（留年）者を含むためである。

##### 【資料 1-1-1：学生定員と現員】

定 員		現 員（平成 22 年 5 月 1 日現在）	
入学定員	80	L1 年次生	33
		L2 年次生	103
		L3 年次生	102
収容定員	280	計	238

(出典：専門職大学院係調べ)

本法科大学院は、平成 22 年度入学者から、入学定員を 1 学年 80 名（法学既修者 55 名程度、法学未修者 25 名程度）に削減することとした。本法科大学院における教育を改善する 1 つの方策として、少人数教育をより進め充実したものになりたいこと、および、法科大学院全体の入学定員の適正化が求められていることによるものである。

#### 2. 教員組織の構成

教員組織につき、平成 22 年 5 月 1 日現在の教員（講師以上）59 名、内訳は、専任教員 26 名（みなし専任教員 3 名を含む）、兼任教員（法学研究科他専攻所属）11 名、兼任教員（外部非常勤講師）22 名である（後掲【資料 1-1-3】参照）。法律基本科目専任教員数、科目群ごとの専任教員数は、次の表のとおりである（【資料 1-1-2】）。本法科大学院は、専門職大学院としての教育を担うに相応しい資質を備えた教員を十分に配置している。

##### 【資料 1-1-2：専任教員の配置】

科目 職名	法律基本科目							法律実務基礎科目	基礎法・隣接科目	展開・先端科目	計
	憲法	行政法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴				
教授	2	1	4	1	2	3	2	8	3	10	36
准教授	1	0	1	1	1	0	0	0	1	5	10
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	1	5	2	3	3	2	8	4	15	46

(註：法律基本科目の担当教員が、法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目を担当することがあるため、合計教員数は延べ人数となり、専任教員数の実数とは一致しない。)  
(出典：専門職大学院係調べ)

本法科大学院の特徴は、実務家教員を多数配置し、理論と実務の架橋を目指す教育体制を整えている点に存する。実務家教員は、他の法科大学院に比較しても、充実していると自負するところが大きく、専任教員 6 名（派遣裁判官 1 名、派遣検察官 1 名を含む）に加え、兼任教員においても多数の法曹実務経験者（派遣裁判官 1 名を含む）を擁している（【資料 1-1-3】）。

【資料 1-1-3：教員組織の構成、学外兼任教員数】

区 分	教 授	准教授	講 師	計	法曹実務 経験者
専任教員	13	7	0	20	0
実務家・専任教員	2	1	0	3	2
専任ではあるが 他専攻の専任教員	0	0	0	0	0
実務家・みなし専任教員	3	0	0	3	3
兼任教員 (他専攻の教員)	5	6	0	11	
兼任教員(他大学等の教 員等)	0	0	22*	22	

(註\*：派遣裁判官 1 名、その他法曹実務経験者 13 名を含む)

(出典：専門職大学院係調べ)

また、法学研究科全体として、21 世紀 COE「男女共同参画社会の法と政策」およびこれに続くグローバル COE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」を推進する傍ら、法学教育における男女共同参画の実践を行っている。そのなかで、法科大学院の専任教員に占める女性教員の割合は 26 名中 5 名で約 19%、兼任教員を加えると 37 名中 9 名で約 24%となっており、大学全体の平均値 6.5 %を大きく上回っている。

**観点 1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制**

(観点に係る状況)

**1. ファカルティ・ディベロップメントの体制、内容・方法と実施状況**

本法科大学院では、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会が、平成 17 年度に教員授業参観制度を設け、各教員の相互評価を通じて、自己の担当する授業の質的向上を図っている。平成 18 年度は前・後期各 1 回、1 か月弱の期間を設け、平成 19 年度からは特に期間を設けず授業期間中を通じて、教員が事前に申し出た上で他の教員の授業を自由に参観できることとしている。また、教員評価結果に基づき教育の質の向上、改善に結びつけるため、カリキュラム等委員会、入試委員会、評価委員会、広報委員会を設置している。

【別添資料 1：諸委員会等構成・分担】

【別添資料 2：法科大学院 FD・教員授業参観制度 実施要領】

(出典：専門職大学院係資料)

さらに、FD 委員会のもとで、各種 FD 研修会等への教員の派遣や学外からの講師を招いた**FD講演会の開催等**を通じて、少人数・対話型双方向授業の実践例や他大学の教育改善の取り組みを学び、また、教員の相互授業参観を通じて、教員間で優れた実践例の共有化を行っている。ファカルティ・ディベロップメントの実施状況は次の表のとおりである (【資料 1-2-1】)。

【資料1-2-1：ファカルティ・ディベロップメントの実施状況】

平成 21 年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
平成 21 年 4 月 26 日 (日)	臨床法学教育学会第 2 回年次大会にて報告を行う。	東京・早稲田大学早稲田キャンパス 8 号館	佐藤裕一教授
平成 21 年 11 月 7 日 (土)	「刑事訴訟実務の基礎」の到達目標(第 2 次案)についての意見交換会	東京・弁護士会館 17 階 1702 会議室	佐藤隆之教授
平成 22 年 2 月 6 日 (土)	第 3 回法科大学院実務家教員研究交流集会	東京・弁護士会館 17 階 会議室	官澤里美教授
平成 22 年 2 月 19 日 (金)	法科大学院協会カリキュラム等検討委員会	東京・東京大学本郷キャンパス法文 1 号館	吉原和志教授
平成 22 年 3 月 31 日 (水)	法科大学院認証評価信評価基準説明会	東京・弁護士会館 17 会 1701 号室	佐藤裕一教授

平成 22 年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
平成 22 年 6 月 4 日 (金)	平成 22 年度国立九大学法科大学院長会議	メルパルク名古屋	芹澤英明教授
平成 22 年 6 月 4 日 (金)	平成 22 年度国立九大学法科大学院長会議	メルパルク名古屋	佐藤隆之教授
平成 22 年 6 月 12 日 (土)	法科大学院協会総会	学習院大学	佐藤隆之教授
平成 22 年 8 月 18 日 (水)	法科大学院協会民事系教員研修	司法研修所本館 3 階中会議室 A	久保野恵美子准教授
平成 22 年 9 月 10 日 (金)	法科大学院協会刑事系教員研修	司法研修所本館 3 階中会議室 A	成瀬幸典教授

平成 21 年度（学内）

○講演会「法科大学院教育の改善について」

日付	開催内容	会場
平成 21 年 6 月 22 日 (月)	「京都大学の場合」 講師：山本克己京都大学教授（センター客員教授）	法科大学院第 4 講義室
平成 21 年 12 月 18 日 (金)	「一橋大学の場合」 講師：松本恒雄一橋大学教授（センター客員教授）	法科大学院第 2 講義室
平成 22 年 2 月 24 日 (水)	「北海道大学の場合」 講師：松久三四彦北海道大学教授（センター客員教授）	法科大学院第 1 講義室

○模擬授業・教員研修

日付	開催内容	会場
平成 21 年 4 月 8 日 (火)	カリキュラム委員会・FD委員会主催 「教員のためのてびき」説明・研修会	法学研究科会議室
平成 21 年 4 月 15 日 (火)	模擬授業「民法と他の法律との関連」 講師：石井法科大学院教授	法学研究科講義室

(出典：専門職大学院係)

平成 22 年度（学内）

○講演会

日付	開催内容	会場
平成 22 年 9 月 30 日（木）	「千葉大学法科大学院の現状と課題」 講師：林陽一千葉大学教授（千葉大学法務研究科長）	エクステンション教育研究棟講義室 301
平成 23 年 3 月 2 日（水）	「京都大学法科大学院における臨床法学教育の充実について」 講師：潮見佳男京都大学教授（京都大学法科大学院長）	エクステンション教育研究棟演習室 308

（出典：専門職大学院係）

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
平成 22 年 11 月 8 日（月）	民法・民事訴訟法専攻教員による共同授業の試行（その 1）－債権者代位権について	エクステンション教育研究棟講義室 301
平成 22 年 11 月 15 日（月）	民法・民事訴訟法専攻教員による共同授業の試行（その 2）－LLP 法について	エクステンション教育研究棟講義室 301
平成 23 年 1 月 19 日（水）	東北大学法科大学院・仙台弁護士会法科大学院部会合同授業参観	エクステンション教育研究棟講義室 201・301

（出典：専門職大学院係）

## 2. 学生による授業評価

本法科大学院では、開設当初の平成 16 年度より、学生による授業評価アンケートを、毎学期、すべての授業科目で実施している。アンケートの結果については、集計後、各教員の授業内容の向上に役立つよう、直接個々の教員に示している。また、集計結果の全体平均を算出して各教員に配布し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。さらに、この集計結果の全体平均については、TKC 教育研究支援システムを通じて、その結果を、本法科大学院に所属している教員・事務職員・学生が閲覧できる状態にしている。なお、平成 22 年度からは、各教員が、アンケート結果に対して所見を作成・公開することとなり、授業内容の改善等のために、学生による授業評価をより積極的に活用することとした。

**(2) 分析項目の水準及びその判断理由**

(水準) 期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

教員構成において、女性比率、研究・教育・実務歴に配慮した上で、経験豊富な実務家教員を多数配置すると同時に、研究者教員と実務家教員との協同による教育を実施できる体制を整えている。また、教員の配置を総合してみると、科目群間のバランス、年齢構成と女性教員比率、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡の取れたものであり、教育上必要な教員が置かれているといえる。とりわけ、裁判所・検察庁からの派遣教員をはじめとして、実務経験の豊富な専任及び兼任教員を多数擁し、理論と実務の架橋が図られている（観点1－1）。教育内容、教育方法の改善に向けて、研修制度、教員相互による授業参観、学生による授業評価、第三者による評価がそれぞれ反映される制度が整えられ、かつすでに実施されており、さらにこれを実施するための教務の組織化が行われている（観点1－2）。

以上のことを総合すると、「法学理論と法実務との架橋を実現するために、経験豊富な実務家教員を配置し、また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性教員比率の向上に努める」という教育実施体制面での目的に照らして、本法科大学院の教育実施体制は極めて優れたものといえ、関係者の期待する水準を大きく上回るものと判断される。

## 分析項目Ⅱ 教育内容

### （1）観点ごとの分析

#### 観点 2-1 教育課程の編成

（観点到に係る状況）

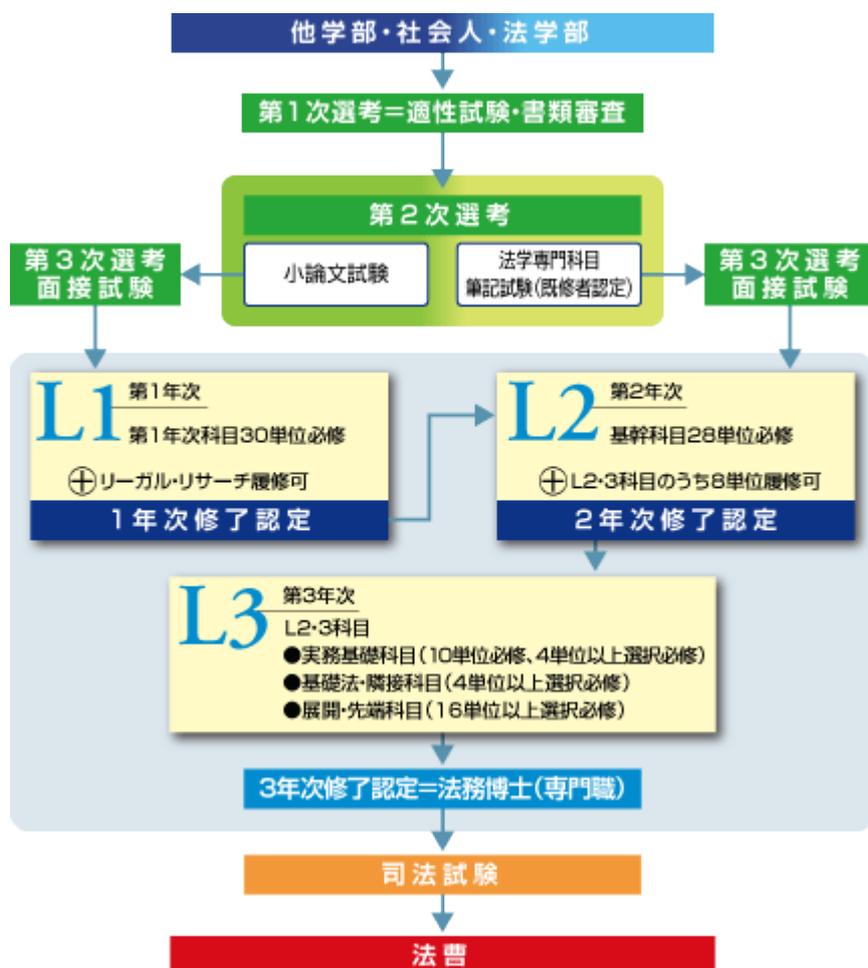
##### 1. 教育課程の内容・構成

本法科大学院は、優れた法曹の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。すなわち、2年または3年間で、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた“優れた法曹”を養成するために、法曹教育に必要な広範な分野を体系的に編成した内容となっている。

##### ① カリキュラムの概要

課程修了要件は、平成22年度（未修）入学者から、第1年次科目30単位、基幹科目28単位、実務基礎科目のうち必修科目10単位及び選択必修科目4単位以上、基礎法・隣接科目4単位以上、展開・先端科目16単位以上の修得を含む96単位以上の修得である。カリキュラムの概要は次の表のとおりである（【資料2-1-1】）。

【資料2-1-1：カリキュラムの概要】



（出典：平成22年度法科大学院パンフレット）

②授業科目の配置、必修・選択科目の配分

授業科目の配置は次の表のとおりである（【資料2-1-2】【別添資料3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数】）。

【資料2-1-2：授業科目の配置】

<b>修了要件</b> ：各科目群から必要とされる単位を含め合計96単位（法学既修者については合計66単位）
<b>L1科目</b> （30単位必修，リーガル・リサーチ2単位履修可）
憲法（4単位）／行政法（2単位）／民法Ⅰ（4単位）／民法Ⅱ（4単位）／民法Ⅲ（4単位）／刑法（4単位）／商法（4単位）／民事訴訟法（2単位）／刑事訴訟法（2単位）
<b>L2科目</b> （2年次における最大履修登録単位数は合計36単位）
<b>基幹科目</b> （28単位必修）： 実務民事法（14単位）／実務刑事法（8単位）／実務公法（6単位）
<b>実務基礎科目</b> ，2・3年次必修：民事要件事実基礎（2単位）／法曹倫理（2単位）
<b>実務基礎科目</b> ， <b>基礎法・隣接科目</b> ， <b>展開・先端科目</b> （L2・3科目）から8単位まで選択
<b>L2・3科目</b> （3年次における最大履修登録単位数は合計44単位）
<b>実務基礎科目</b> （10単位必修、4単位以上選択必修）： 法曹倫理（2単位必修）／民事・行政裁判演習（3単位必修）／刑事裁判演習（3単位必修）／民事要件事実基礎（2単位必修）／刑事実務基礎演習（2単位）／リーガル・リサーチ（2単位 L1、L2 配当）／リーガル・クリニック（2単位）／ローヤリング（2単位）／エクスターンシップ（2単位）／模擬裁判（2単位）／民事法発展演習（2単位）／刑事実務演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（2単位）
<b>基礎法・隣接科目</b> （4単位以上選択必修）： 日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学Ⅰ、Ⅱ／実務外国法／ヨーロッパ法（EU法）／現代アメリカの法と社会／法と経済学／外国法文献研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ
<b>展開・先端科目</b> （16単位以上選択必修）： 消費者・家族と法／民事特別法／医事法／環境法Ⅰ*／環境法Ⅱ*／金融商品取引法／金融法／経済法Ⅰ*／経済法Ⅱ*／企業法務演習Ⅰ、Ⅱ／商取引法演習／民事執行・保全法／倒産法*／応用倒産法*／国際民事訴訟法発展／実務労働法Ⅰ*、Ⅱ*／社会保障法／知的財産法Ⅰ*、Ⅱ*／知的財産法発展*／租税法基礎*／少年法・刑事政策／国際法発展*／国際法発展演習*／国際人権・刑事法／トランスナショナル情報法／実務国際私法Ⅰ*、Ⅱ*／ジェンダーと法演習／比較憲法発展／リサーチペーパー
*は司法試験選択科目対応科目

（出典：法科大学院学生便覧）

【別添資料3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数（平成22年度）】

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院では、法学未修者（以下、L1年次という）に対して第1年次科目憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を開講して、1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に、第2年次（以下、L2年次という）には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。すなわち、伝統的な学問分野・専門科目に細分化せず、民事法・刑事法・公法という大きくくりの枠組のなかで、研究者教員のみならず実務家教員を含めて複数の教員が協同して担当しており、裁判実務・会社法務等を常に念頭に置きつつ、実務的及び理論的観点から総合的に学ぶことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することとしている。

本法科大学院では、2単位につき15授業時間を標準とし、各時間の内容と成績評価基準を明記する統一的書式のシラバスを用意している。

【別添資料4：シラバスの例（刑事訴訟法・平成22年度）】

（出典：平成22年度法科大学院シラバス）

2. 授業時間割

本法科大学院は、少人数・対話型双方向授業を基本とするため、クラス授業制を実施しており、1クラスの受講者数は50名を基本としている。授業時間割は、クラス授業制に従って、次の表のとおり編成されており（【別添資料5：授業時間割】）、実際の授業時間割の例として次の表のようなものが考えられる（【資料2-1-3】）。

前述のとおり、平成22年度入学者から1学年の学生定員を80名に削減することとしたので、今後は、L1年次では1クラス25名程度、L2年次の必修科目では1クラス40名程度×2というより少人数編成での授業が可能となる。

【別添資料5：授業時間割（平成22年度後期）】

（出典：平成22年度法科大学院シラバス）

【資料2-1-3：授業時間割】

L2年次		月	火	水	木	金	L3年次		月	火	水	木	金
1	8:50～ 10:20		実務 刑事法	実務 公法	民事事件 事実基礎	実務 民事法	1	8:50～ 10:20	刑事裁判 演習				
2	10:30～ 12:00	実務 民事法			実務 刑事法	実務 公法	2	10:30～ 12:00					
3	13:00～ 14:30					実務 外国法	3	13:00～ 14:30			刑事裁判 演習		社会 保障法
4	14:40～ 16:10						4	14:40～ 16:10		民事・行政 裁判演習	刑事裁判 演習	ジェンダー と法演習	実務労働法Ⅰ (隔週)
5	16:20～ 17:50					実務 法理学Ⅰ	5	16:20～ 17:50	倒産法		民事法 発展演習		実務労働法Ⅰ (隔週)
6	18:00～ 19:30						6	18:00～ 19:30		刑事実務 演習Ⅰ			

（出典：平成22年度法科大学院パンフレット）

観点2-2 学生や社会からの要請への対応

（観点に係る状況）

1. 法学部以外の出身者、社会人経験者への門戸開放

本法科大学院においては、学生や社会からの要請に対応しうる入学者選抜試験を実施しており、法学部以外の出身者や社会人経験者に門戸を開いており、実際にも次の表のとおり入学者の経歴は多様性を示している（【資料2-2-1】）

【資料2-2-1：他学部・社会人入学生】

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
入 学 定 員	80	100	100
入 学 者 数	79 (13)	102 (17)	103 (20)
うち、法学未修者	23 ( 6)	46 ( 7)	49 (13)
うち、法学既修者	56 ( 7)	56 (10)	54 ( 7)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	31 ( 4)	43 ( 7)	52 ( 8)
うち、他大学出身者	47 ( 6)	79 (11)	72 (13)
入学定員に占める 入学者数の率	0.99	1.02	1.03
入学者数に占める他学部出身者ま たは社会人経験者の率	0.39	0.42	0.50
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.59	0.77	0.69

(出典：専門職大学院係調べ)

他方で、本法科大学院においては、高度な専門職業人の養成という設置の趣旨から、他学部及び他専攻等からの履修は認められていない。また、厳格な進級制度を実効たらしめ、授業の予習・復習の時間を十分に確保するために、L1年次32単位、L2年次36単位、L3年次44単位の履修単位の上限を定めており、単位互換は認めていない。同様に、厳格に少人数・対話型双方向教育を実施するため、科目等履修生の履修は認められない。また、留学プログラムの整備・実施についても、2ないし3年の短期間で高度な専門職業人を養成するという法科大学院の制度的制約からして、留学を行う時間的余裕に乏しいため実施していないが、本法科大学院の入学者選抜においては、留学経験を含めた多様な社会的経験につき加点事由としており、学生の国際化を促し、とくに学部教育段階における留学を促進すべく、配慮している。

2. キャリア教育・インターンシップ

キャリア教育・インターンシップについては、専門職大学院の設置趣旨に即して、とくに力をいれているところである。これに属する授業科目は、リーガル・クリニック（模擬法律相談）、ローヤリング（模擬法律相談・交渉演習）、エクスターンシップ（法律事務所研修）、模擬裁判、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習であり、履修状況は次の表のとおりである（【資料2-2-2】）。このうち、エクスターンシップは、学外の実際の法律事務所で実務研修を行うものであり、それ以外の科目は、学内で弁護士・検察官・裁判官の各実務研修を行うものであるが、いずれの科目も、経験豊富な専任及び兼任の実務家教員が担当しており、最高水準のキャリア教育に資するものである。

【資料2-2-2：キャリア教育・インターンシップの実施状況】

科 目 名	単位数	担 当 者	受講者数 (H22)
民事・行政裁判演習	3	石井教授 佐々木（洋）講師 三輪講師	100 (51×1クラス) (49×1クラス)
刑事裁判演習	3	宮田教授 丹羽講師 伊藤講師 翠川講師	102 (51×1クラス) (51×1クラス)
リーガル・クリニック	2	官澤教授 坂田教授 関根講師	11

東北大学法科大学院（総合法制専攻） 分析項目Ⅱ

ローヤリング	2	佐藤(裕)教授	31 (Aクラス 6) (Bクラス25)
エクスターンシップ	2		11 (集中講義 10クラス)
官澤教授・坂田教授クラス(2)		官澤教授・坂田教授	
官澤教授・佐藤(裕)教授クラス(2)		官澤教授 佐藤(裕)教授	
官澤教授・伊東講師クラス(2)		官澤教授 伊東講師	
官澤教授・内田講師クラス(1)		官澤教授・内田講師	
官澤教授・佐々木講師クラス(1)		官澤教授 佐々木(洋)講師	
官澤教授・河井講師・藤田(浩)講師クラス(1)		官澤教授 河井講師 藤田(浩)講師	
官澤教授・黒田講師クラス(1)		官澤教授・黒田講師	
模擬裁判	2	宮田教授 廣瀬講師・翠川講師	11

(出典：専門職大学院係調べ)

なお、カリキュラム外のキャリア支援の取り組みとして、平成 19 年度より、法科大学院運営委員会のもとに就職担当（平成 22 年度より進路委員会）を設け、平成 19 年 9 月からこれまでに数度の就職説明会や関連講演会を開催し、仙台弁護士会の協力の下に、卒業生・在校生の就職支援を行っている。

【資料 2-2-3：キャリア支援のための説明会・講演会開催状況】

○ 講演会

(平成 21 年度)

月日	時間	会場	講師	講演内容
平成 21 年 6 月 18 日 (木)	10:30～12:30	片平さくらホール	島田仁郎 氏(元最高裁判所長官)	裁判員制度について
平成 21 年 7 月 4 日 (土)	13:15～15:00	法科大学院第2講義室	藤田浩 弁護士(森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士・本学非常勤講師)	企業法務弁護士の実際
			安藤瑠生子 氏(新 62 期司法修習生・本学 2008 年卒業生)	東京における就職活動について
平成 21 年 7 月 22 日 (水)	10:30～12:00	片平さくらホール	鎌田健司 弁護士	近時の消費者問題について
平成 21 年 8 月 30 日 (日)	10:00～12:00	法科大学院第3講義室	高橋彩 判事(仙台高等裁判所) 藤田祐子 弁護士(藤田綜合法律事務所)	法曹としてのキャリアプラン、ライフプラン

(平成 22 年度)

月日	時間	会場	講師	講演内容
平成 22 年 6 月 24 日 (木)	18:00～20:00	法科大学院第 4 講義室	押見和彦弁護士(ひかり法律事務所) 佐瀬充洋(第 63 期司法修習生)	夢をかなえるために - 法科大学院でどう学ぶか
平成 22 年 7 月 8 日 (木)	18:00～19:30	法科大学院第 4 講義室	佐藤奈津検事(盛岡地方検察庁)	刑事実務最前線

東北大学法科大学院（綜合法制専攻） 分析項目Ⅱ

平成 22 年 7 月 14 日（水）	18:00～ 19:30	法科大学院 第 4 講義室	岩渕健彦弁護士（岩渕・玉山法律事務所）	企業再生の手法
平成 22 年 9 月 1 日（水）	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 301	庄司智弥弁護士（鎌田健司法律事務所）	少年事件最前線
平成 22 年 10 月 14 日（木）	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	赤石圭裕 佐藤英樹 須佐千春 半澤茜	合格者と語る会

○就職支援説明会  
（平成 21 年度）

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
平成 21 年 9 月 17 日（木）	15:00 ～ 17:00	法科大学院 第 2 講義室	15:00～15:30 谷村武則裁判官・東北大学教授 15:30～16:00 宮田誠司検察官・東北大学教授 16:00～16:30 竹鼻友朗弁護士・東北大学法科大学院第 1 期卒業生 16:30～16:45 清水真希子・東北大学准教授 16:45～17:00 質疑応答	・裁判官・検察官・弁 護士・研究者の就職の プロセス、ノウハウな どの説明

（平成 22 年度）

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
平成 22 年 9 月 16 日（木）	15:00 ～ 17:00	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	15:00～15:30 山田大仁弁護士・東北大学法科大学院修了 生 15:30～16:00 谷村武則裁判官・東北大学教授 16:00～16:30 宮田誠司検察官・東北大学教授 16:30～17:00 質疑応答	・裁判官・検察官・弁 護士・研究者の就職の プロセス、ノウハウな どの説明

（出典：専門職大学院係調べ）

また、社会からの要請に対応すべく、前に述べたとおり（観点 1－2 参照）、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価、学外有識者による外部評価をすでに実施しているほか、本法科大学院の教育を社会に広報すると同時に社会の要望を聴取するため、オープン・キャンパスを仙台と東京で各年 1 回行い、参加者へのアンケートを実施している。

## （２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

伝統的な学問分野・専門科目に細分化せず、民事法・刑事法・公法という大きくくりの枠組で法律基本科目を構成しており、また各科目群にわたり研究者教員と実務家教員が協同して科目を担当するなど、理論と実務の架橋を図り優れた法曹を養成する体制を整備している。L2・3年次に、法律基本科目と実務基礎科目を配していることは、“優れた法曹”の養成及び理論と実務の架橋という観点に照らして、的確な教育課程の編成といえる。さらに、展開・先端科目を多数配置していることは、社会の高度化に対応した教育課程の編成といえる（観点2-1）。

他学部出身者、社会人経験者に対して門戸を開き、実際にも積極的に受け入れて、法学未修者（L1年次）を1年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えさせる教育過程編成を行っていること、エクスターンシップ（法律事務所研修）を初めとして充実したキャリア教育・インターンシップ関連授業科目を揃えていることから、学生や社会からの要請にも充分に応える教育課程への配慮がなされている（観点2-2）。

以上のことを総合すると、「2ないし3年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育内容を整えるために、全ての法律基本科目と多くの実務基礎科目を必修として『優れた法曹』の養成に適切なカリキュラムを編成」するという教育内容に関する目的に照らして、本法科大学院の教育内容は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回るものと判断される。

## 分析項目Ⅲ 教育方法

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 3-1 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点到に係る状況)

##### 1. 少人数教育を重視した授業形態・学習指導法

本法科大学院では、講義形態の授業が大半であり、それに加え演習が開講されている。

演習科目に限らず、講義科目においても、少人数教育が実施されており、とりわけ、1年次配当科目および基幹科目をはじめとする必修科目については、1クラス50名を標準とするクラス授業を行っている（【資料3-1-1】）。定員削減にともない、平成22年度以降は、L1年次では1クラス25名程度、L2年次の必修科目では1クラス40名程度が標準になる。

##### 【資料3-1-1：クラス編成】

クラス名	L1	L2-1	L2-2
人数 (H21年度)	52	56	55
人数 (H22年度)	31	52	51

(出典：専門職大学院係調べ)

教育方法については、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられている。法律基本科目をはじめ多くの科目においては、少人数による双方向・多方向の討論を確実に実施するほか、実務基礎科目である法曹倫理やリーガル・リサーチにおいては、TKC教育研究支援システムを通じて、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹としての必要な種々の能力の育成が図られている。

##### 2. TA等の教育補助者の活用

本法科大学院生に対する授業外での学修支援として、研究大学院の後期課程の学生をTAとして採用しているほか、研究大学院を修了した助教による学習指導を実施している（【資料3-1-2】）。

##### 【資料3-1-2：TA等の教育支援者の配置】

○平成21年度法科大学院担当TA一覧			○平成22年度助教一覧		
身分	TA	担当科目	氏名	専門	採用年月日
博士後期課程	1	春季補習ゼミ	岡本 寛	憲法	平成20年10月1日
〃	2	春季補習ゼミ	小野 昇平	国際法	平成21年4月1日
			岩本 学	国際私法	平成21年4月1日
			富樫 景子	刑法	平成21年4月1日
			伊藤 吉洋	商法	平成22年4月1日

(出典：庶務係まとめ)

##### 3. 授業形態・学習指導法に応じた教室等の活用

平成22年7月27日にエクステンション教育研究等が完成し、従来、キャンパス内に分散していた各施設・設備が一箇所に集約され、より充実した学びの環境が整備された。

授業形態・学習指導にあわせた教室等の活用につき、本法科大学院では、【別添資料6】のとおり、大講義室、中講義室、演習室を備え、授業規模に応じて活用している。必修のクラス授業では中講義室を用い、選択科目の講義と演習では人数に応じた講義室を用いているほか、模擬裁判などの実務系の授業科目では模擬法廷室を活用し、情報系科目のリーガル・リサーチではノート・パソコンとネットワークを介して授業を行っている。

##### 【別添資料6：施設配置図】

(出典：専門職大学院係資料)

#### 4. 開設授業科目別の授業担当者と履修者数

開設授業科目別の授業担当者と履修者数は上記別添資料5のとおりであり（【別添資料3：開設科目別の授業担当者と履修者数（平成22年度）】）、法律基本科目に属する必修科目の第1年次科目及び第2年次の基幹科目については、民法Ⅲでの兼任教員と実務公法での兼任教員との共同授業以外はすべて、専任教員により担当されている。

### 観点3-2 主体的な学習を促す取組

（観点に係る状況）

#### 1. 学生の主体的な学習を促す取組

本法科大学院では、学生の主体的な学習を促し、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィス・アワー制度を設けている（【別添資料7】参照）。

### 【別添資料7：オフィス・アワー制度利用状況（平成21年度）】

（出典：法科大学院助教室資料）

また片平キャンパスの中に、年末年始の数日を除き年間を通じて24時間利用可能な自習室を設け、全学生に個別の指定席を割り当てている。自習室ではインターネット環境を整え、無線LANによるインターネット・アクセスを確保すると共に、次の表のとおり、データ・ベースと教育・教務機能を兼ね備えた“法律学教育研究支援システム（TKC）”を導入している（【資料3-2-1】）。全ての学生にTKCのIDが割り当てられており、上記のオフィス・アワーのために事前に質問を申し込むことができるのをはじめ、TKC上に授業の予習・復習のための課題や教材が掲載され、また判例等のデータ・ベースに24時間アクセスできるなど、効率的な双方向授業の準備、授業外での学生と教員との双方向コミュニケーション、効果的な予習・復習方法の確保といった観点において、学生指導・教育支援の質的向上が図られている。TKCなどを介して提示される授業と自習の教材は、各授業の教員において、市販のロースクール教材のほか適切な判例・文献のなかから、十分な予習と授業後の復習のために必要な資料として選択・作成されたものである。

#### 【資料3-2-1：TKC教育研究支援システム】

○TKC教育研究支援システム

行	掲載日	件名	掲載者
1	2010/12/17	年末年始期間中のエクステンション教育研究棟の閉鎖について NEW	専門職大学院係
2	2010/12/16	刑事実務演習Ⅱ・事前課題(3)について NEW	富田 誠司
3	2010/12/16	後期科目筆記試験等の実施について NEW	専門職大学院係
4	2010/12/13	年末年始のキャンパスバス運行ダイヤについて NEW	専門職大学院係
5	2010/12/13	弁護士倫理検査提出の件 NEW	官澤 里美
6	2010/12/13	年末年始における証明書自動発行機及び学生用Webシステムの運用停止について NEW	専門職大学院係
7	2010/12/11	シロ実務民事法(渡辺担当)事例Bの脱離	渡辺 達徳
8	2010/12/10	経済法Ⅰ(滝澤先生)試験総論配布のお知らせ	専門職大学院助教室
9	2010/12/09	オフィス・アワー制[小笠先生12月14日分]申込締切のお知らせ	専門職大学院助教室
10	2010/12/08	トランスナショナル債権法の教材掲載(早川)	早川 真一郎

（出典：法科大学院ホームページ）

2. 単位の実質化への配慮

①授業時間外の学習時間の確保

本法科大学院では、単位の实質化を図るために、まず、授業時間外の学習時間の確保に向けて、【資料3-2-2】の表のとおり、定期試験前に試験準備期間を設けており、また、連続講義（夏季・冬季集中講義）については、【資料3-2-3】の表のとおり、講義終了後1週間以上経た時点に試験日を設けている。

【資料3-2-2】

○平成22（2010）年度東北大学法科大学院授業日程	
授業等の区分	授 業 日 程
オリエンテーション	4月5日（月）
東北大学入学式	4月6日（火）
履修相談	4月7日（水）～8日（木）
前期授業	4月12日（月）～7月28日（水）
試験準備期間	7月29日（木）～7月30日（金）
前期試験期間	8月2日（月）～8月6日（金）
夏季休業	8月7日（土）～8月22日（日）
夏季授業	8月23日（月）～9月30日（木）
後期授業Ⅰ	10月1日（金）～12月22日（水）
後期補講期間 （月曜日授業の補講日とする）	12月24日（金）
冬季休業	12月27日（月）～1月5日（水）
後期授業Ⅱ	1月6日（木）～1月26日（水）
試験準備期間	1月27日（木）～1月28日（金）
後期試験期間	1月31日（月）～2月4日（金）
学位記授与式	3月25日（金）

（出典：平成22年度法科大学院学生便覧）

【資料3-1-5】

集中講義の日程（H22）					
授業科目	担当教員	日 程	備 考	試験方 法	試験日時
エクスターン シップ	官澤教授 坂田教授	8/27（金）	事前 指導		2講時
	佐藤教授 伊東講師 内田講師 佐々木（洋） 講師	9/6（月）～9/10（金）	各法 律事 務所		
		9/13（月）～9/17（金）			
	河井講師 藤田講師 黒田講師	9/29（水）	事後 指導		3～5講時
ヨーロッパ法 （EU法）	中村講師	9/13（月）～9/17（金）		筆記試 験	9/24（金） 10時30分～12時00分

環境法Ⅱ	大塚講師	8/23(月)・8/24(火) 8/25(水)・8/30(月)		レポート 試験	提出期限 9/15(水)
国際民事訴訟 法発展	芳賀講師	9/6(月)～9/10(金)		筆記試験	9/21(火) 13時00分～14時30分
実務労働法Ⅱ	原 講師	8/23(月)～8/27(金)		筆記試験	9/3(金) 10時00分～ 11時30分
少年法・ 刑事政策	廣瀬講師	8/30(月)～9/3(金)		筆記試験	9/21(火) 10時～11時30分

(出典：専門職大学院係資料)

## ②組織的な履修指導

次に、組織的な履修指導として、入学段階から教育課程の履修に専念できるよう総合履修指導（オリエンテーション）を実施している（【別添資料8】参照）。

【別添資料8：平成22年度オリエンテーション・プログラム】

(出典：専門職大学院係資料)

## ③履修科目登録単位数の上制限

さらに、履修科目登録単位数については、L1年次生は必修30単位のほかリーガル・リサーチ2単位のみの計32単位、L2年次生は必修30単位のほか6単位までの計36単位、L3年次生は必修10単位のほか34単位までの計44単位を、それぞれ上限として設定している（上記【資料2-1-2】参照）。

## 3. 厳格かつ公正な成績評価

このほか、次のような成績評価の基準を設け、合格者の成績については相対評価、不合格の判定(D)は絶対評価（習熟度評価）を行うことを原則とした上で、当該基準を学生及び全教員に公表し周知している（【資料3-2-4】）ほか、定期試験、中間試験・小テスト、平常点など、成績評価の要素とその考慮割合については、各科目でシラバスに明記することとしている。

### 【資料3-2-4】

- (1) 成績は、中間および期末の試験（レポート試験も含む。）、授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。
- (2) 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。事実認識能力、鋭い問題意識と問題分析解決能力、主要な判例・学説の知識（基礎的・専門的法知識）、論理的一貫性（法的分析による推論）、批判的検討能力と発想の柔軟性、文章構成能力（法的な議論を説得的に表現する能力）。
- (3) 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

(出典：東北大学法科大学院規程第8条)

さらに、定期試験の実施が適切になされ成績評価が恣意的なものとならないよう、各担当教員の判断にもとづき、定期試験の実施後、試験問題の趣旨及び一般的な採点基準に関する解説・講評、ないし、学生の答案に対する個別講評を行うように求めている。

また、成績評価が不合格であった学生に対しては、不服申し立て制度を設けている。すなわち不合格であった学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、成績評価について不服のある場合には、所定の期限、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、不服申し立てを行うことができる。不服申し立てがあった場合、成績評価審査委員2名により、担当教員に対する審尋、試験に関する採点基準及び講評などにもとづき、担当教員の裁量権の逸脱・濫用がなかったか判断される。最終的に、成績評価について「合格」を与えるべきであるか否かの結論について、カリキュラム等委員長は、当該学生に対して、審査結果を通知する（【別添資料9】参照）。

このほか、「不合格」評価を受けた学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、成績評価について、担当教員による説明を、請求することができる。

【別添資料9：「成績評価不服申立て制度」について】

（出典：専門職大学院係資料）

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

必修科目をはじめとする多数の授業科目を、1クラス50名以内で実施することにより、対話型のソクラテス・メソッドによる授業を行っている。また、法律学教育研究支援システム（TKC）を活用するなどして、授業外でも双方向の学習支援を行っている。また、必修科目は、固定クラス、固定席による少人数教育を実現しており、高度な専門職業人である法曹の養成に相応しい密度の高い教育を実施している。さらに指導方法として、教員と学生の質疑応答からなる双方向型授業が講義形式の授業にも導入され、学生の自発的学習が授業の中においても促進されている（観点3-1）。

授業外の学生の主体的学習を促進するためにオフィス・アワー制度、TKCを利用した質問の受付といった複数のチャンネルを用意している。またTKCを利用した予習・復習指示、過去の定期試験問題の提供、法令や判例に関するデータ・ベースの提供、電子教材の提供など、自習のための補助手段を制度的に整備している（観点3-2）。

以上のことを総合すると、「2ないし3年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育方法をとるために、積極的に少人数・対話型双方向授業を取り入れる」という教育方法に関する目的に照らして、本法科大学院の教育方法は極めて優れたものであり、関係者の期待を大きく上回るものと判断される。

## 分析項目Ⅳ 学業の成果

### （１）観点ごとの分析

#### 観点４－１ 学生が身に付けた学力や資質・能力

（観点に係る状況）

#### １．単位取得状況

本法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度（進級制）を採用しており、平成 22 年度末修入学者からは 2 年次に進級するためには、第 1 年次科目 30 単位を修得しなければならない、第 1 年次科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満であっても進級ができない。また、3 年次に進級するためには、基幹科目 28 単位すべてを修得しなければならない、基幹科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満であっても進級ができない（東北大学法科大学院規程 9 条、10 条）。

平成 20 年度および 21 年度の単位習得状況は次のとおりである（【資料 4－1－1】）。

#### 【資料 4－1－1】

年度	学年	取得単位数（上段）／人数（下段）							平均取得単位数
平成 20 年度	L1	32～	30～	28～	26～	24～	22～	20～	27.4（単位）
	計 56 人	39 人	5 人	2 人	1 人	0 人	1 人	8 人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	24～	33.2（単位）
	計 97 人	78 人	3 人	1 人	1 人	6 人	0 人	8 人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	32～	31.5（単位）
	計 112 人	0 人	1 人	0 人	5 人	15 人	21 人	70 人	

平成 21 年度	L1	32～	30～	28～	26～	24～	22～	20～	25.0（単位）
	計 52 人	32 人	5 人	1 人	0 人	0 人	1 人	13 人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	24～	33.6（単位）
	計 111 人	92 人	5 人	0 人	1 人	2 人	2 人	9 人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	32～	31.5（単位）
	計 87 人	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人	6 人	76 人	

（出典：専門職大学院係調べ）

#### ２．進級状況、修了・学位取得状況

平成 20 年度及び平成 21 年度の進級状況・修了・学位取得状況は次のとおりである。なお、L3 年次修了は、法科大学院修了・法務博士学位の取得を意味する（【資料 4－1－2】）。

#### 【資料 4－1－2】

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数
平成 20 年度	L1	56	47	9
	L2	97	84	13
	L3	112	108（法務博士学位取得）	4
平成 21 年度	L1	52	39	11
	L2	111	102	9
	L3	87	86（法務博士学位取得）	1

（出典：専門職大学院係資料）

法科大学院は、進級制を採用する結果、高度な専門職業たる法曹に必要な能力と資質を各年次で修得できなかった学生は、原級留置（留年）となる。平成 22 年度未修入学者より原級留置者については、以下のように対応している。

第 1 年次の原級留置者については、成績が 65 点未満であった授業科目を全て再履修しなければならない。かつ、成績評価が 65 点以上であった授業科目を再履修することができる。また、第 2 年次に進級できなかった翌年度における第 1 年次科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

第 2 年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、2 年次・3 年次配当科目の履修を認めている。また、第 3 年次に進級できなかった翌年度における基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

### 3. 資格取得状況

資格取得者数としては、本法科大学院が専門職大学院として法曹養成に特化していることから、司法試験合格者数のみが問題となる。実績は【資料 4-1-3】のとおりである。

#### 【資料 4-1-3】

修了年度	修了者数	受験年度	司法試験 志願者数	司法試験 受験者数	短答式 合格者数	最 終 合格者数
平成 17 年度	45	平成 18 年度	43	42	33	20
平成 18 年度	79	平成 19 年度	102	96	81	47
平成 19 年度	93	平成 20 年度	141	127	105	59
平成 20 年度	108	平成 21 年度	179	154	107	30
平成 21 年度	86	平成 22 年度	208	159	133	58

(出典：法務省ホームページ「新司法試験」より作成)

## 観点 4-2 学業の成果に関する学生の評価

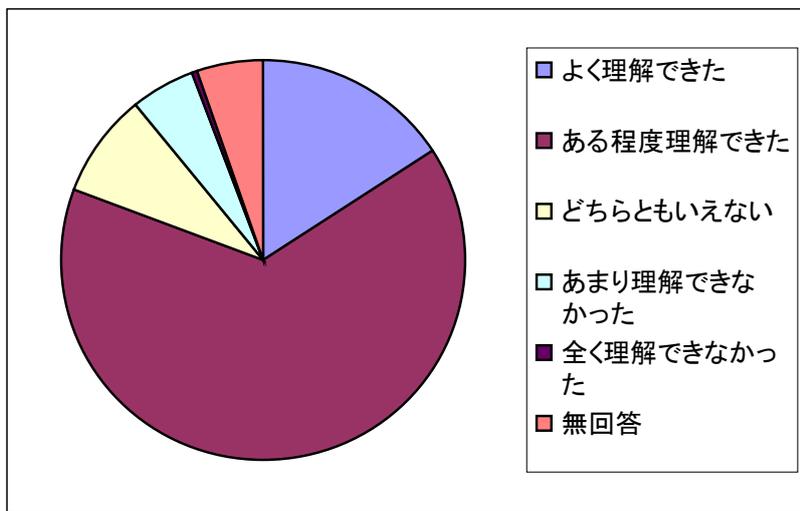
(観点に係る状況)

### 授業評価アンケートの結果

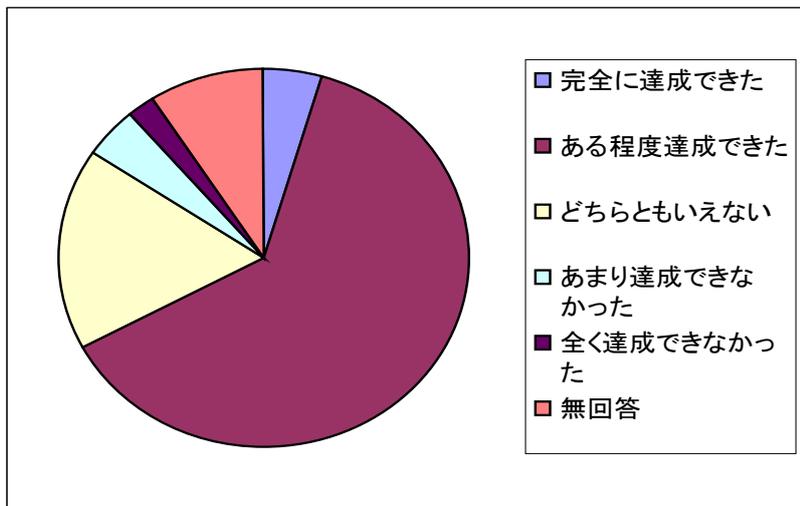
平成 20, 21 各年度に実施した授業評価アンケートの結果としては、次の表（【資料 4-2-1：授業評価アンケート集計結果】）に見られるように、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。平成 20 年度の結果では、学生の学業の到達度を示す項目として、「この授業の内容を理解できましたか」につき、「よく理解できた」が 16%（平成 21 年度は 16%）、「ある程度理解できた」が 66%（平成 21 年度は 63%）と解答している。学生の満足度を示す項目として、「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。」につき、「完全に達成できた」が 6%（平成 21 年度は 5%）、「ある程度達成できた」が 63%（平成 21 年度は 64%）と回答している。このように、到達度、満足度とも、肯定的回答が 69%を超えている。

平成 20（2008）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか。

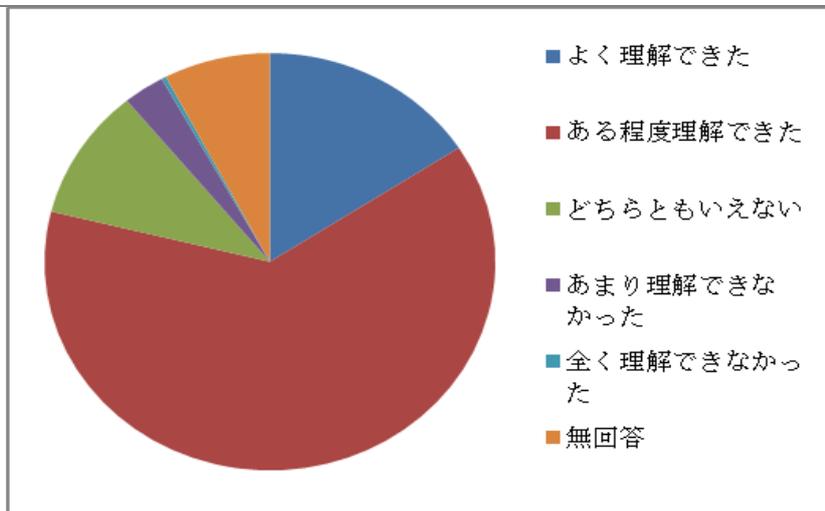


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

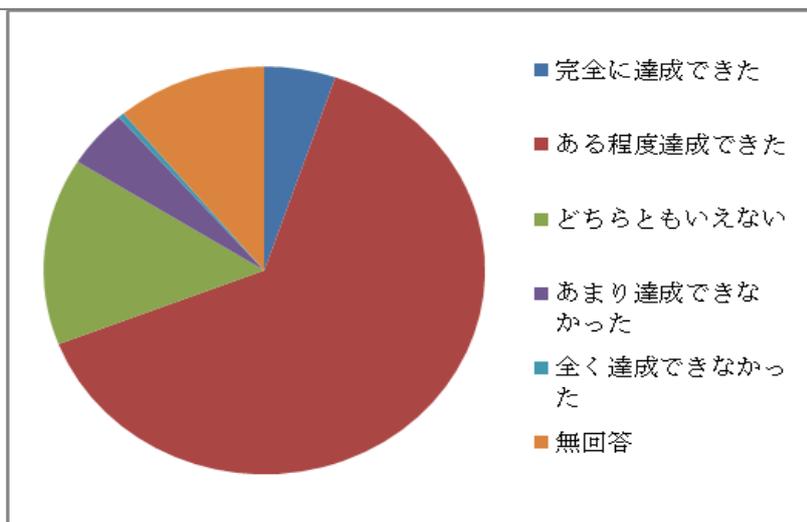


平成 21（2009）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか。



講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。



（出典：専門職大学院係資料）

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

従来の高等教育にみられない厳格な進級制を採ると同時に、成績評価基準の客観化と公表、定期試験の一般・個別講評の実施、成績評価不服申立て制度の整備により、恣意的な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとするにより、高度な専門職業人たる法曹に必要とされる能力と資質の確保を図っている（観点4-1）。また、学生の学業到達度・満足度も高い（観点4-2）。いずれも、『優れた法曹』の養成」という観点に照らした場合、在学中・修了の時点において、教育の成果・効果が充分にあがっていることを示している。

以上のことを総合すると、「厳格な成績評価に基づく進級制を採用することにより、十分な資質を

#### 東北大学法科大学院（総合法制専攻） 分析項目Ⅳ

備えた法曹のみを輩出する」という成果面での教育目的に照らして、本法科大学院における学業の成果は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回っていると判断される。

## 分析項目 V 進路・就職の状況

### (1) 観点ごとの分析

#### 観点 5-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

#### 進路状況

本法科大学院を修了した者のうち平成 21 年新司法試験の合格者数は 30 名で全国 19 位、合格率でも 19.48% で全国 30 位であった。しかし、平成 22 年新司法試験合格者は 58 名で全国 10 位、合格率では 36.47% で全国 11 位と全国平均 25.41% を上回る結果となった。

なお、本法科大学院修了者の新司法試験合格者数及び合格率を修了年度別に整理した表は、以下のとおりである。

修了年度別 新司法試験合格状況

	修了者		合格者		合格者内訳										累積合格率		
	既習	未修	既習	未修	18 年合格		19 年合格		20 年合格		21 年合格		22 年合格		既習	未修	計
					既修	未修											
平成17年度修了者	45	-	29	-	20	-	5	-	4	-	0	-	0	-	64.44%	-	64.44%
平成18年度修了者	49	30	36	22	-	-	29	13	7	8	0	0	-	1	73.47%	73.33%	73.42%
平成19年度修了者	52	41	35	19	-	-	-	-	27	13	5	3	3	3	67.31%	46.34%	58.06%
平成20年度修了者	67	41	32	12	-	-	-	-	-	-	15	7	17	5	47.76%	29.27%	40.74%
平成21年度修了者	53	33	20	9	-	-	-	-	-	-	-	-	20	9	37.74%	27.27%	33.72%
修了者合計	266	145	152	62	20	-	34	13	38	21	20	10	40	18	57.14%	42.76%	52.07%

司法研修終了後の進路については、平成 20 年度より追跡調査を開始し、裁判官(6名。)、検察官(7名)、仙台弁護士会所属の弁護士(40名)については把握ができてはいるものの、全員の把握には至っていない。

また、法曹以外の進路についても、同窓会等を通じて情報収集に努めており、以下のものを把握している。

裁判所書記官(事務官)(予定を含む) 10名

宮城県庁 4名

労働基準監督署 1名

国税専門官 1名

栃木県庁 1名

広島県庁 1名

宮城県警 1名

#### 観点 5-2 関係者からの評価

(観点に係る状況)

#### 関係者からの評価

本法科大学院は、想定する関係者として、法曹三者を中心に考えており、【別添資料 10 参照】のとおり、平成 19 年度に、元最高裁判事、仙台弁護士会長、仙台地検検事正らを委員として、法学研究科独自の外部評価を実施した。本法科大学院に対する評価としては、平成 19 年新司法試験の合格者数 47 名および合格率 48.96% (全国平均 40.18%) について、「かなりの善戦といえるのではないかと」の評価を得た(法学研究科 HP「評価結果」、綜合法制専攻、p. 2: URL: <http://www.law.tohoku.ac.jp/news/20080125/gaibu-hyouka.pdf>)。

本法科大学院は、平成 21 年度末の段階では、第 5 期修了生までを送り出しているが、彼らの法曹界その他社会における活躍についての評価を確認するには至っていない。

【別添資料 10: 外部評価(第三者評価)実施概要

(出典: 法学研究科資料)

## （2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を上回る。

（判断理由）

平成 21 年度新司法試験の合格率は全国平均を大きく下回ったが、平成 22 年度の合格率は再び全国平均を大きく上回る水準を回復した。今後も、法科大学院教育の改善を積極的に行い、多くの司法試験合格者を輩出するよう努めてゆく必要がある。

また、新司法試験に未合格の修了生についても、裁判所書記官（事務官）、官公庁等、多様な進路で活躍していることが明らかになってきた。今後も、修了生、就職先関係者からのアンケート調査などの追跡調査を継続し、就職情報等の整備に努める必要がある。

以上のことを総合すると、『優れた法曹』を養成するという基本的な教育目的に照らして、本法科大学院の進路・就職の状況は優れたものと判断されるが、今後の法科大学院教育の改善に真摯に努めなければならない。

### Ⅲ 改善への取組状況

#### 1 認証評価結果

第三者機関による評価を受けるために、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）を平成18年度に受審し、2点の改善点を除き優れた評価を得た。この改善点を含め、平成20年度に本評価を受け、「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している」旨の評価を得た（これについては、大学評価・学位授与機構ホームページを参照のこと。）。

[http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/tohoku\\_h200903.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/tohoku_h200903.pdf)

この認証評価結果では、本法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられている。

①法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「民事・行政裁判演習」が開設されている。

②本法科大学院に学生心理相談室が設置されており、臨床心理士が配置されている。

③自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

また、この認証評価結果において、改善を要するとされた事項については、いずれも平成20年度において必要な対応を講じている（【別添資料12】参照）。

【別添資料11：認証評価（平成20年）評価報告書 表紙・目次・7頁】

【別添資料12：改善を要する点の対応状況（平成21年度法科大学院年次報告書 9頁）】

（出典：法学研究科資料）

#### 2 新司法試験の結果

先にも見たように（5-1）、本法科大学院を修了した者のうち平成20年新司法試験の合格者数は59名で全国9位、合格率でも46.46%と全国8位の位置を占めた。しかし、平成21年新司法試験合格者は30名で全国19位、合格率では19.48%で全国30位と全国平均27.64%を大きく下回る結果となっている。

#### 3 今後の課題と改善への取組状況

平成21年新司法試験の結果について原因究明を図るとともに、入学者の質の確保が十分図られているか、修了者の質の保証として厳格な成績評価及び修了認定がなされているかを中心に、法学研究科運営委員会の下に改善計画ワーキンググループを置き、精力的な検討がされた。

まず、平成21年6月の法科大学院運営委員会において、平成22年度から学生定員を100人から80人に削減する決定をした。これは、全国的な法科大学院の定数適正化に合わせた措置である。これにより、入学定員は、法学既修者55名程度、法学未修者25名程度となり、とくに法学未修者について少人数教育のより一層の浸透が期待されることである。

次に、厳格な成績認定及び修了判定について議論を行い、進級認定におけるGPA制度の導入について基本的な理解を得て、成績の単位加重平均値が65点未満の場合には進級を認めないことを中心とした制度が設けられた。平成22年度入学者から、この制度が適用されている。これにより、法科大学院修了生の質をより一層高めることが期待される。

さらに、教員による相互授業参観の制度を積極的に活用し、かつ、その結果をFD委員会において検討することが予定されている。また、学生による授業評価アンケートについて、今年度よりこれに対する授業担当教員の所見の提出を求め、これを検討することによって学生の視点を授業に反映させる道を整える予定である。これにより、学生の授業に対する満足度を高めることが期待される。

最後に、来年の新司法試験の成績も考慮しつつ、現行のカリキュラムの変更が必要であるか否かについても精力的な議論を行っている。

なお、新司法試験合格後の修了生の進路・就職状況についてフォローアップする体制を検討する必要もある。